

## 沿道サービス施設のドライブイン及び給油施設の取扱い

都市計画法第34条第9号に該当する沿道サービス施設のドライブイン及び給油施設は、次の要件（給油施設については2，3を除く。）を具備するものであること。

（立地基準）

1 建設予定地は、次の要件を満たす位置であること。

産業又は観光を目的とした2車線以上の道路で、かつ頻繁な通過交通がある道路として本市が指定する道路（以下「対象道路」という。）沿いであること。

（敷地規模）

2 規模及び配置については、次の各号の要件を満たすこと。

（1）申請に係る土地の面積は、500㎡以上で3,000㎡以下のものであること。

（2）申請に係る土地には当該施設の規模に見合った駐車場が有効に配置されていること。

（3）対象道路から乗入れを行い、当該乗入れ口から建物までの距離はおおむね6m以上離れていること。

（4）対象道路に接する敷地の長さは、原則として、敷地外周の10分の1以上であること。

（施設）

3 当該施設は、次の各号の要件を満たすこと。

（1）建物は原則として1棟、2階建以下であること。

（2）客席数が20席以上であること。

（3）客室は開放的な形式とし、席は原則として椅子席であること。

（4）附属する管理用施設の規模は、必要最小限のものであること。

（管理人住宅は「必要最小限の管理用施設」には含まない。）

（営業内容）

4 建物の用途は中長距離を走行する自動車の運転者及び同乗者が利用するための飲食、喫茶、給油等の施設であり、宿泊施設は含まないこと。

（その他）

5 開発又は建築を行うために他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等を受けられるものであること。

（添付書類）

6 許可申請書には次の書類を添付するものとする。

（1）申請理由書

（2）営業計画概要書（従業員数、扱い品目、営業方針等）

（3）立地図（縮尺1/25,000～1/50,000、対象道路）

（4）申請者の職業経歴

（5）営業種目に対する資格証明又は取引証明等裏付け資料

（6）法人の場合は定款

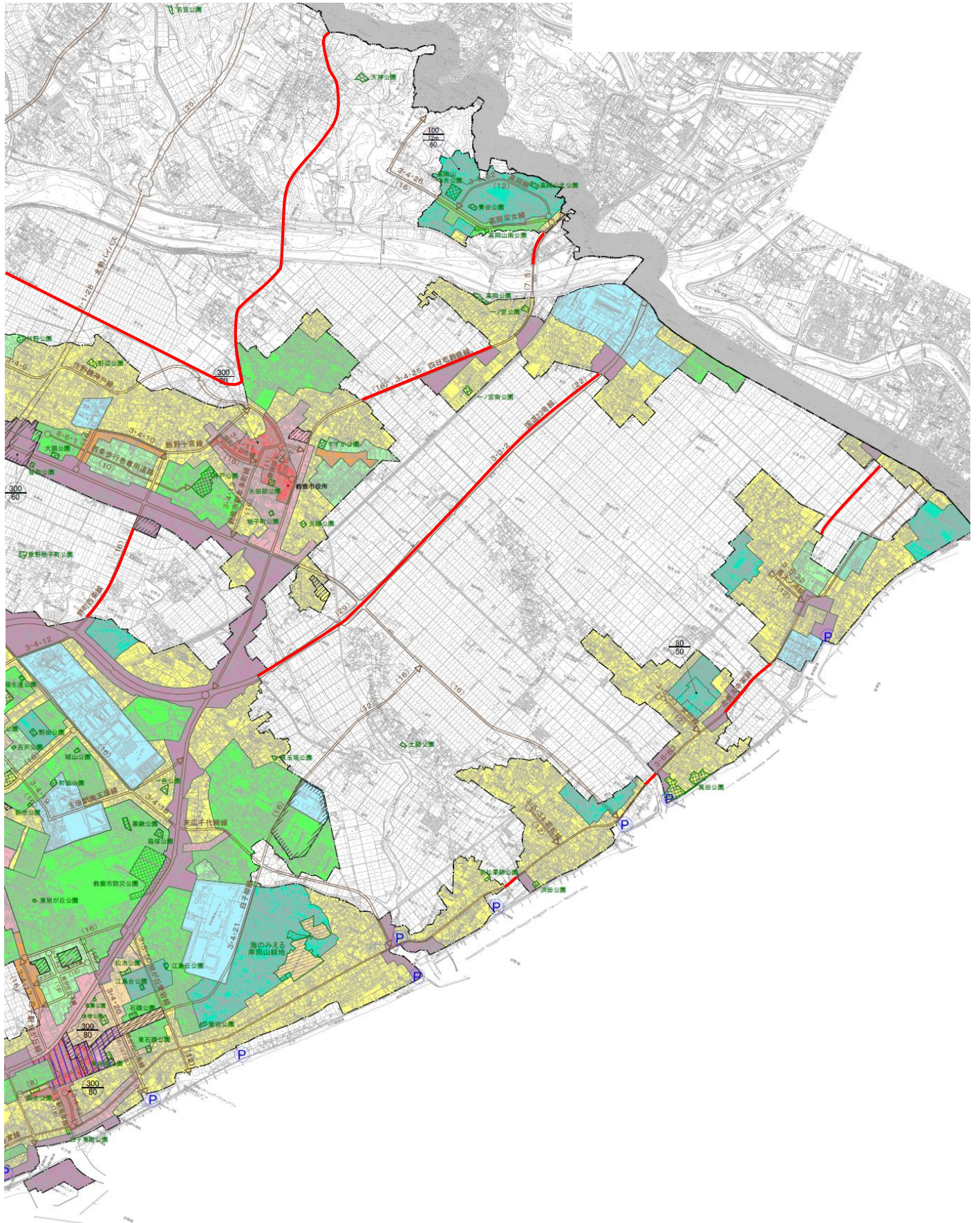
## 対象道路の指定基準

対象道路の指定基準については、次のとおりとする。

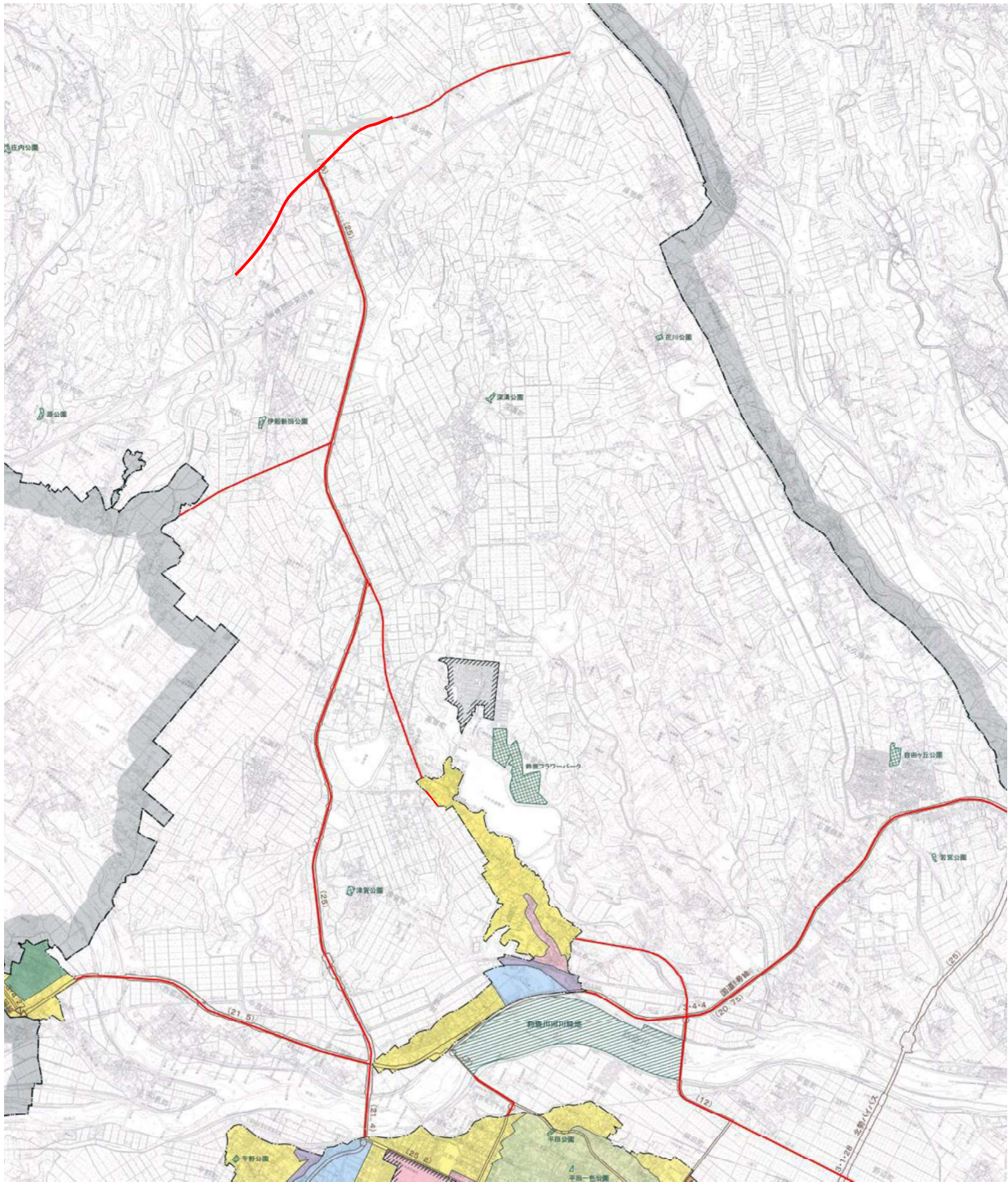
- (1) 対象道路は、連続12時間で5,000台以上の通過交通があることを調査により報告すること。
- (2) 通過交通調査は、平日及び休日に行うものとする。
- (3) 通過交通調査の対象は、自動車（二輪車は除く。）とすること。

※今後、新たな対象道路は指定しないものとする。ただし、都市計画道路等新規に供用開始される道路については、この限りではない。

# 対象路線図（市東部）



対象道路図(市西部)



対象道路図 (市南部)

